

令和6年夏の交通安全運動における各機関・団体の実施結果

広島県環境県民局県民活動課	
運動の重点	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	■県庁舎内へポスター、チラシを掲示
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	■県庁舎内へポスター、チラシを掲示
○飲酒運転等の根絶	■県庁舎内へポスター、チラシを掲示
○自転車等の安全利用の推進	■県庁舎内へポスター、チラシを掲示
○その他	■広島県ホームページに実施要綱、チラシ等を掲載 ■広島県ツイッター、フェイスブックに掲載 ■「ひろしまけん交通指導員だより2024年夏号」に掲載 ■令和6年7月11日、県庁本館ロビーにて開始式等開催 ■県政情報ラックへチラシを配架

中国運輸局	
運動の重点	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	【自動車関係】以下の取組を実施した。 ○トラック事業者の事故防止会議に出席し、歩行者との事故事例を基にした安全の確保についての啓発 ○職員に対して、運転者の歩行者等への保護意識向上に向けた交通ルールの遵守と交通マナーの呼び掛け
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	【自動車関係】以下の取組を実施した。 ○自賠責保険への加入促進を図るため、自賠責保険加入の重要性や役割、無保険車運行の違法性等についての啓発活動 ○関係業界と連携した街頭での広報活動 ○無保険（無共済）車両の街頭取締り、指導員による駅等の巡回監視 ○職員に対して、高齢運転者の交通事故防止のための制度及び支援措置の周知とともに、二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果の周知促進
○飲酒運転等の根絶	【自動車関係】以下の取組を実施した。 ○所管事業者に対し、点呼時のアルコール検知器使用について指導 ○所管事業者に対し、アルコールや薬物（覚せい剤、危険ドラッグ等）使用の危険性に関する情報提供及び使用禁止を徹底指導 ○トラック事業者の事故防止会議に出席し、飲酒運転の防止についての啓発 ○職員に対して、家庭等での飲酒運転を許さない社会環境づくりの呼びかけとともに、官用車の運行前にアルコール検知器を利用した点呼
○自転車等の安全利用の推進	【自動車関係】以下の取組を実施した。 ○職員に対して、自転車は「車両」であるという認識の向上と、自転車利用時における交通ルールの遵守、交通マナーの実践呼び掛け
○その他	【自動車関係】以下の取組を実施した。 ○貨物自動車運送事業者を対象とする「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク事業）の普及啓発 ○貸切バス事業者を対象とする「貸切バス事業者安全性評価認定制度（「SAFETY BUS(セーフティバス）」の普及啓発 ○「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」、「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」、「心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」、「視野障害対策マニュアル」の策定 ○運送事業者における脳や循環器検診の受診や治療、自主的なスクリーニング検査の導入が促進されるようマニュアル、ガイドラインの広報啓発 ○運輸支局において、事業者への査察等、車両の街頭検査、安全運動の趣旨説明及び啓蒙 ・自動車運送事業者への査察実施 3件（乗合3件） ・自動車運送事業者への呼出監査実施 2件（貨物2件） ・自動車整備事業者監査数 40事業場（40事業者） ・街頭検査（7月11日計画：安芸太田）雨天中止 【鉄道関係】下記日程にて街頭添乗調査を実施し、交通信号の遵守状況について確認した。 ・実施年月日：令和6年7月12日（金） ・対象事業者名：広島電鉄株式会社 ・点検箇所：市内線全線 ・点検実施者：鉄道部安全指導課 課長補佐 技術防災課 課長補佐

広島労働局	
運動の重点	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	
○飲酒運転等の根絶	
○自転車等の安全利用の推進	
○その他	広島労働局及び県内の労働基準監督署、公共職業安定所の掲示板等への交通安全運動啓発ポスターの掲示

国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所	
運動の重点	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	○歩道整備事業の推進による交通事故対策 ○交通安全に関するチラシ掲示・配布
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	○交差点整備・改良事業の推進 ○交通安全に関するチラシ掲示・配布
○飲酒運転等の根絶	○コンプライアンス・ミーティング等による職員の規範意識の向上 ○交通安全啓発活動に関するチラシ掲示・配布
○自転車等の安全利用の推進	○自転車走行空間整備事業の推進による交通事故対策 ○自転車安全利用促進のポスター掲示
○その他	○生活道路（ゾーン30エリア）における現地検討会（廿日市市宮内地区、7/12） ○事故対策業務に関する各管轄警察署との意見交換（7/17、7/18）

広島県教育委員会	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	・県内全ての学校へ運動ポスターを配付し、交通安全運動の周知を図った。
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	
○飲酒運転等の根絶	
○自転車等の安全利用の推進	・通知「夏季休業中における児童生徒の指導等生徒指導の充実について」の中で、自転車安全利用五則及び中学生・高校生に対する自転車指導警告票の交付状況を周知し、交通ルールの遵守の徹底を図るよう指導した。
○その他	

広島県警察本部	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	○児童の安全を確保するため、通学時間帯において交通ボランティアと連携し、交通監視・誘導活動を実施した。（竹原署） ○公益財団法人小丸交通財団と連携し、実車（中型トラック）を活用し、参加・体験型の交通安全教室を開催することで、小学生にトラックの死角や左折巻き込み等の危険性を認識させ交通安全意識の高揚を図った。（福山西署）
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	○老人クラブの会員に対して、安全運転に関する交通安全講話を実施した。（三次署） ○二輪車販売店と連携し、同店において交通安全キャンペーンを実施した。（広島西署）
○飲酒運転等の根絶	○県下一斉飲酒取締日に、隣接警察署と連携し、合同飲酒検問及び可撤式オービス速度取締りを実施した。（三次・庄原・安芸高田署） ○企業に対して、飲酒運転の根絶に関する交通安全講話を実施した。（佐伯署）
○自転車等の安全利用の推進	○通学時間帯に、自転車指導啓発重点地区交差点において、通学中の高校生等に対し自転車指導等を実施した。（広島南署） ○安佐南交通安全協会と安佐南区役所等と一体となり、大原交差点付近の交差点において、ハンドポップや幟旗などを活用し、「ながら携帯の禁止」や「自転車ヘルメット着用」の呼びかけを実施した。（安佐南署） ○管制センター見学の中学生に対し、自転車の交通安全講話を実施した。（交通企画課）
○その他	○その他 ○SNS・オトモポリス・デジタルサイネージ等による安全運動の広報啓発を実施した。（交通企画課） ○県庁の県民ギャラリーに交通事故パネルを展示して広報啓発を実施した。（交通企画課） ○県警管理の道路情報による広報啓発を実施した。（交通規制課） 爆音・暴走対策として、大型検問を実施した。（広島中央・広島南・広島西・東広島署）

広島県健康福祉局	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	・職場のみならず、ご家庭においてもひとりひとりが実践していただくように、局内各所属へ周知した。
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	
○飲酒運転等の根絶	・広島県ホームページの「広島県アルコール健康サイト」において、不適切な飲酒として、「飲酒運転」は道路交通法及び自動車の運転により人を死傷させる行為であるとし、危険な飲み方はしないように注意喚起をした。
○自転車等の安全利用の推進	
○その他	

広島県土木建築局	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	・歩道の草刈り
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	
○飲酒運転等の根絶	
○自転車等の安全利用の推進	
○その他	・道路情報板への掲示 『夏の交通安全運動実施中』等 ・巡視委託 業者による道路巡視（1週間に1回） ・直管道路パトロール（安全施設、道路工作物、不法占用物件等）

西日本高速道路（株）中国支社	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	全国交通安全運動ポスター・チラシの掲示
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	全国交通安全運動ポスター・チラシの掲示
○飲酒運転等の根絶	全国交通安全運動ポスター・チラシの掲示
○自転車等の安全利用の推進	全国交通安全運動ポスター・チラシの掲示
○その他	・全国交通安全運動開始式への参加及びパレードへ交通管理用巡回車を派遣 ・高速道路を走行する交通管理用巡回車のLED標識にて交通安全広報等を実施 ・7月8日（月）に宮島SAにて交通安全キャンペーンを実施

本州四国連絡高速道路（株）しまなみ尾道管理センター	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	・西瀬戸自動車道大浜PA上下線において、広島県警察本部高速道路交通警察隊との合同により、チラシ等配布し啓発活動を実施
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	・西瀬戸自動車道大浜PA上下線において、広島県警察本部高速道路交通警察隊との合同により、チラシ等配布し啓発活動を実施
○飲酒運転等の根絶	・西瀬戸自動車道大浜PA上下線において、広島県警察本部高速道路交通警察隊との合同により、チラシ等配布し啓発活動を実施
○自転車等の安全利用の推進	・西瀬戸自動車道大浜PA上下線において、広島県警察本部高速道路交通警察隊との合同により、チラシ等配布し啓発活動を実施
○その他	

広島高速道路公社	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	
○飲酒運転等の根絶	
○自転車等の安全利用の推進	
○その他	社屋入口、受付、高速道路休憩施設等にポスター・チラシを掲示、周知を行った。 また、道路情報板において「交通安全運動実施中」を表示し、利用者への注意喚起を行った。

(公財) 広島県交通安全協会	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	・街頭キャンペーン、車両パレード等の実施、テント村の開設 ・通学路等における交通監視・立哨活動・交通指導の実施、広報車による広報 ・事業所対象交通安全講習会の実施 ・園児・小学生対象交通安全教室の実施
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	・街頭キャンペーン、車両パレード等の実施、テント村の開設 ・交通監視・交通指導の実施、広報車による広報 ・高齢者対象交通安全講習会の実施 ・スーパー駐車場で二輪車の安全点検の実施 ・老人クラブ連合会イベントでの啓発活動の実施
○飲酒運転等の根絶	・街頭キャンペーン、車両パレード等の実施、テント村の開設 ・交通監視・交通指導の実施、広報車による広報 ・事業所等対象飲酒運転根絶講話の実施
○自転車等の安全利用の推進	・街頭キャンペーン、車両パレード等の実施、テント村の開設 ・交通監視・交通指導の実施、広報車による広報 ・自転車マナーアップキャンペーンの実施 ・中・高校生対象自転車安全教室の実施 ・自転車通学中学生対象交通安全指導の実施 ・スーパー駐車場で自転車の安全点検の実施
○その他	・運転免許センター、各警察署等に安全運動横断幕、懸垂幕、幟旗、電光掲示板等を掲出、広報 ・ラジオ、新聞、県協ウェブサイトを、各種 SNS で広報 ・ポスター、チラシを製作し、掲出・配布 ・機関紙「交通ひろしま」を発行し、各家庭、企業等に回覧配布 ・スーパー店内放送、庁内有線放送、防災無線による広報の実施

(一社) 広島県安全運転管理協議会	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	・各地区安全運転管理協議会事務局が中心となり通学路や主要交差点において交通監視や交通誘導を行った。 ・安全運転管理者法定講習において、信号機のない横断歩道の停車率や横断歩道での歩行者優先意識の向上の教養を重点に行った。
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	・会員事業所の自動車学校では高齢者講習時に高齢者事故の現状や傾向を説明するとともに交通事故の加害者・被害者にならないように呼びかけを行った。 ・各地区においてパレードやキャンペーンを行い高齢運転者や二輪運転者への事故防止の呼びかけを行った。
○飲酒運転等の根絶	・広島県安全運転管理協議会では、アルコール検知器の無料配布を実施 ・各地区において安全運動開始式やキャンペーンを行い飲酒運転の根絶のチラシ等を配付した。 ・横断幕・安全旗の掲示や電光表示により飲酒運転の根絶の意識の向上を行った。
○自転車等の安全利用の推進	・駅や中学校の周辺において、自転車利用者に対してチラシやリフレクター（反射材）を配付し自転車マナーアップを広報した。 ・事業所内において、技能実習生等に自転車用ヘルメットの無料配布を行った事業所への取材を行った。（県協～9月に機関誌に掲載予定） ・小学校で行った自転車教室をケーブルテレビで取材してもらい放映し、正しい自転車利用の呼びかけを行った。
○その他	・警察署長と連名による安全運動の通知や依頼文を发出し、周知を図った。 ・6・7月に行った各地区の総会等において、地区会長等から会員事業所への安全運動協力と周知を行った。

(一社) 広島県指定自動車学校協会	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園小学校児童の通園通学路において、横断歩道の安全な横断について声かけと見守り活動を実施（6校）</li> <li>○不特定多数が往来する駅周辺の歩行者に対し、歩行中の交通事故防止について注意喚起する街頭ティッシュを配布（1校）</li> <li>○交通安全協会主催の街頭キャンペーンに参加し、通行車両の運転者に歩行者保護や前照灯の早期点灯を呼びかけ（1校）</li> <li>○各講習において、歩行者横断時の安全確認や夜間の反射材の活用等の講習を実施し、ドライバーとしては交通弱者の安全な通行の確保について指導し、歩行者優先を意識づけ（17校）</li> <li>○職場体験の中学生に、歩行者の安全な通行の確保を始めた運動の重点や交通安全意識の醸成に資する教養を実施（2校）</li> <li>○地元警察署と連携し、地元ボランティアに対し、小学生児童に向けた横断歩道の渡り方の指導方法、見守り活動の方法や注意事項などを、教習コースを活用して体験教室を開催（1校）</li> <li>○「みんなで歩行者事故ゼロプロジェクト」のマグネットシートを教習車両に貼付、看板をJR駅及びアストラムライン駅に設置し、歩行者保護を意識した運転を広報啓発（1校）</li> <li>○校内に、地元警察署が発行したポスター「安全な横断方法」を掲示し広報した（1校）</li> <li>○交通安全運動期間中、日没1時間前に送迎車、職員私有車両はライト点灯を行い、「点けるライト広島県」ライト点灯運動の普及・推進とともに薄暮時の歩行者等の交通事故防止を行った（1校）</li> </ul>
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内に、広島県警発行の「TRAFFIC NEWS FLASH」を掲示し、教習生、受講生及び職員に高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止を意識づけ（1校）</li> <li>○校内の大型テレビモニターにより、高齢者の交通事故防止を広報した（1校）</li> <li>○高齢者講習において、高齢運転者による交通事故事例及び交通事故の特徴を説明し、注意事項等を指導するなど交通安全教育を実施（24校）</li> <li>○高齢者講習の受講者又は地域の高齢者安全講習の受講者によるペダル踏み間違い時加速抑制装置装着車の実車体験を実施（3校）</li> <li>○各講習において、二輪車の事故の特徴及び注意事項について指導説明（14校）</li> <li>○職場体験の中学生を二輪車に同乗させ、二輪車特有の運転操作、危険度について体験学習を行った（1校）</li> <li>○二輪車の安全運転講習会を実施し、二輪車の事故の特徴及び注意事項について指導説明（2校）</li> </ul>
○飲酒運転等の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ボランティアと連携し、学校前において、飲酒運転撲滅の声かけ等を実施（1校）</li> <li>○学校に設置してある電光掲示板を使用して「飲酒運転根絶」を広報（1校）</li> <li>○校内に、「飲酒運転根絶」「ハンドルキーパー運動」のポスター又は幟旗を掲示し注意喚起（5校）</li> <li>○各講習において、受講者に飲酒運転ゴーグルを着させ、飲酒運転の危険性について意識浸透（2校）</li> <li>○飲酒運転根絶ポスターを作成して、校内に掲示し、教習生、受講生及び職員に飲酒運転根絶を意識づけ（1校）</li> <li>○教習生及び受講生等に飲酒運転根絶チラシ入りティッシュの配布（1校）</li> <li>○卒業検定合格者に飲酒リスクカードを配布（1校）</li> <li>○校内の大型テレビモニターにより、「飲酒運転根絶」を広報（1校）</li> <li>○各講習において、飲酒運転がもたらした家庭崩壊・転落人生等を訴え、飲酒運転根絶の気運醸成（11校）</li> <li>○全職員に出社時・退社時にアルコールチェックを実施し、飲酒運転根絶を意識づけ（3校）</li> <li>○朝礼時等において、全職員に対し、家族、友人等を含めた飲酒運転根絶の意識浸透を図るよう指示（1校）</li> </ul>
○自転車等の安全利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○駅周辺において、自転車利用者に対し、「自転車安全利用の推進」チラシ入りポケットティッシュを配布（1校）</li> <li>○地域のボランティアと連携し、学校前において、通学中の中学生自転車利用者に対し、自転車安全利用5則遵守等の声かけ指導を実施（1校）</li> <li>○主要交差点における交通監視活動時に、通行する自転車利用者に対して、ヘルメットの着用等を指導（1校）</li> <li>○地元の小学生に対し、教習コースを活用して自転車利用の交通ルールや交通マナー習得の体験型交通安全教室を実施（2校）</li> <li>○校内に、「自転車安全利用五則」ポスター、「交通ルールを守って自転車もマナーアップ」等のポスターを掲示し、教習生、受講生及び職員に、自転車は車両、自転車利用時における交通ルール・交通マナーを意識づけ（4校）</li> <li>○各講習において、自転車利用時における交通ルール厳守と交通マナー・自転車は車両という意識向上等を指導（11校）</li> <li>○自転車利用の学生が多い大学に赴いて、チラシを配布するとともに自転車の安全利用を呼びかけ（1校）</li> <li>○校内の大型テレビモニターにより、自転車の安全利用推進を広報（1校）</li> <li>○職場体験の中学生に、自転車の安全利用、交通ルール厳守の指導、又は電動キックボードの乗車体験をさせるなど、交通安全意識を浸透（3校）</li> </ul>
○その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通部門の経験を有する広島県警OBの部外講師を招聘し、職員研修を実施して交通安全意識を高揚（1校）</li> <li>○学校前又はその付近道路において、職員が「交通安全」の幟旗を掲示し、通行車両に安全運転を呼びかけ（4校）</li> <li>○自治体と地元警察署が開催の交通安全七夕まつりに参加し、安全運動の重点等の広報資料を配布し交通安全を声かけ（2校）</li> <li>○企業研修において、安全運動の広報及び交通事故防止の意識づけ（4校）</li> <li>○普通免許卒業生に、「交通安全運動」広報のハガキを送付（2校）</li> <li>○新聞広告に、「交通安全運動期間中」を掲載（1校）</li> <li>○交通安全運動用リボンの装着、のぼり旗・立て看板・懸垂幕の掲出、教習車両・送迎車に交通安全マグネットを装着して交通安全運動期間中であることを広報（21校）</li> <li>○主要道路に面した電光掲示板により交通安全運動期間中を広報（1校）</li> <li>○朝礼において、全職員に対し、交通安全運動に向けた学校の取組、目的、配慮事項等について指示するとともに、同内容を明記したプリントを全職員に配付して意識の浸透（1校）</li> <li>○校内に、地元警察署から提供された市内交通事故発生状況図を掲示（1校）</li> <li>○交通安全運動期間中に学校周辺の清掃活動を実施するとともに安全運転を広報（1校）</li> <li>○地元警察署において開催の交通安全運動出動式に参加（3校）</li> </ul>

広島県交通安全母の会	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	幼児・児童・生徒の登下校時にあいさつおよび見守り活動を実施した。
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	
○飲酒運転等の根絶	
○自転車等の安全利用の推進	
○その他	

(一社) 日本自動車連盟広島支部	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	・企業が主催する交通安全イベントへブース出展 ・幼稚園での交通安全教室
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	
○飲酒運転等の根絶	
○自転車等の安全利用の推進	
○その他	・社屋へポスター掲示 ・車両貼付用広報ツールの貼り付け

(公社) 広島県バス協会	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	広報活動の推進 ・歩行者の行動特性を周知
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	広報活動の推進 ・車内事故防止対策の徹底
○飲酒運転等の根絶	広報活動の推進 ・飲酒に関する社会の動向を周知
○自転車等の安全利用の推進	広報活動の推進 ・「自転車マナーアップ月間」について周知。
○その他	車内事故防止キャンペーンのポスター、チラシの配布。

(一社) 広島県タクシー協会	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	○ 交通ルールの遵守と交通マナーの実践に関して、交通安全指導等を推進した。 ○ 横断歩道における歩行者等の優先義務の遵守を徹底するよう交通ルールの再認識を図る啓発活動を推進した。
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	○ 加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響や運転時等の危険予測の重要性に関する理解を促すための安全教育の推進 ○ 二輪車の特性を考慮し交通安全行動を推進した。
○飲酒運転等の根絶	○ 点呼時に義務付けられている、乗務前後のアルコールチェッカーを用いた飲酒検知を確実に行った。 ○ ハンドルキーパー運動と酒類提供禁止の徹底に努めた。
○自転車等の安全利用の推進	○ スマートフォンの使用や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と安全教育の徹底に努めた。 ○ 自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務化されたことを踏まえた広報活動を推進した。
○その他	○ 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底について、シートベルト着用のステッカーを車内に貼付し、乗客に対する着用の働きかけの励行に努めた。 ○ 独自に班編成を組んで、交通安全に関する音声を流しながらマイク広報と併せて違法駐車禁止等と呼び掛けた。

広島県個人タクシー協会	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	広報及びポスターの掲示等により、歩行者の優先義務の遵守による保護を徹底させるため、交通ルールの再認識及び歩行者優先の徹底を周知する。交通マナーの向上を事業者団体を通じ事業者に呼び掛けた。
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	広報及びポスターの掲示等により、高齢者の安全運転の徹底と交通ルールの再認識及び交通マナーの向上を事業者団体を通じ事業者に呼び掛けた。
○飲酒運転等の根絶	広報及びポスターの掲示等により、飲酒運転の悪質性・危険性を訴えるとともに、出庫時におけるアルコール検知器の点検及び適正な使用と記録について、事業者団体を通じ事業者に指導した。
○自転車等の安全利用の推進	広報及びポスターの掲示等により、右左折時の安全確認 自転車利用者に対する注意及び保護意識の徹底を事業者団体を通じ事業者に呼び掛けた。
○その他	「交通安全運動」ステッカーを車体に貼付した。 スローガン運動の重点項目を掲載。常に注意を図る様呼びかけた。

(公社) 広島県トラック協会	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	○協会本部 トラック広報7月号へ交通安全運動の広告を掲載し、歩行者に対しては交通ルールの順守や夜間の反射材の活用等について、運転者に対しては横断歩行者の保護や上向きライトの活用等を広報し、歩行者に対する安全確保の意識高揚を図った。
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	○協会本部 ・ ラジオ放送～期間中の毎朝夕にRCCラジオを通じて交通安全に関するCM広報を行った。 ・ 新聞広告～7月11日の中国新聞朝刊に広島県夏の交通安全運動連合広告を掲載した
○飲酒運転等の根絶	○各支部・協会本部 「飲酒運転の根絶」を広島県トラック協会実施計画の最重要項目と掲げ、各支部を通じて各事業者へ「飲酒運転の根絶」の幟旗の掲出を依頼すると共に、点呼時における確実な飲酒検査の実施を要請し、飲酒運転根絶の意識高揚を図った。
○自転車等の安全利用の推進	○各支部 自治体・県警・交通安全協会等と協働し、各種キャンペーンへ10回参加し、自転車運転者・歩行者等に対し交通事故防止を呼びかけるとともに反射材等の交通事故防止グッズを配布した。
○その他	○飲酒運転根絶宣言事業所「ゴールド」の取り組み 飲酒運転根絶を目的に、県警察と協働で令和4年から始めた「飲酒運転根絶宣言事業所登録制度」について、参加登録後2年を経過し、飲酒運転の違反や事故がなく、今後も継続して飲酒運転根絶に取り組む事業所に対し、『飲酒運転根絶へ向け規範的な取り組みを行う飲酒運転宣言事業所「ゴールド」』を新たに設け業界全体での飲酒運転根絶の機運高揚を図っている。

自動車安全運転センター広島県事務所	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	1 優良運転者講習者・高齢運転免許更新者等への周知 運転免許センターにおいて、優良運転者講習者・高齢運転免許更新者等の来訪者に対して、交通安全運動の実施及び交通安全を呼びかけた。 2 ポスター・チラシの掲示及び配布 当センター事務所窓口、1階スピード写真コーナー（勤奨業務申請コーナー）にポスター・チラシを掲出及び配布して交通安全運動の周知徹底に努めた。 3 7月11日午前10時00分から広島県庁において開催された交通安全運動開始式に所長が参加し、本運動の機運を高揚させた。 4 職員に本運動実施を周知徹底した。
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	同 上
○飲酒運転等の根絶	同 上
○自転車等の安全利用の推進	同 上
○その他	運動期間中、関係警察署（10警察署）、事業所において優良事業所表彰を実施し、交通安全機運の醸成を高めた。